

業務仕様書

2023–2024 年度国別研修「エジプト国 IT を活用した時間利用調査手法開発」 に係る参加意思確認公募

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下「JICA 東京」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書(様式 1)の提出を公募します。

本研修は、2023 年度に 2 回、2024 年度に 1 回の合計 3 回実施を予定するもので、時間利用調査(日本では「社会生活基本調査」)の計画・実施及び IT を活用した各種統計手法について、日本の取り組みを理解することで、エジプト中央動員統計局(Central Agency for Public Mobilization and Statistics : CAPMAS)によって時間利用調査が適切に実施され、統計データが SDGs 指標に用いられる等広く利活用されることを目的とする。本業務の遂行にあたっては、公益財団法人統計情報研究開発センターを契約の相手先として、13 日(技術研修日数)の計画・実施運営につき、2,048 千円の予算範囲内で契約を締結する予定である。

CAPMAS が総合的に政府統計の整備を担当しており、従来から人口・住宅センサス、経済センサス、家計調査をはじめとする各種政府統計の計画・実施・公表を行ってきてているが、統計データの質が低く、貧困層の社会経済的特性を把握できていないなど、エジプト政府が公共政策を策定・決定・実施する上での課題となっている。このため、CAPMAS 職員の能力強化を通じて統計データの質を向上するための技術協力が我が国に要請され、技術協力プロジェクト「中央動員統計局における統計情報の質向上プロジェクト」(2016 年～2019 年)が実施された経緯がある。本プロジェクトの結果、精度が上がった 2017 年人口住宅センサスの結果は、計画省が開催した省庁・有識者による政策会議中で使用されるなど、確実に政策作りに反映されている。一方、市民の生活状況を把握し、ジェンダー差などの現状把握にも活用され、SDGs 指標に反映される統計データとしても実施が検討されている時間利用調査(日本では「社会生活基本調査」)については、2015 年に試行されたが、技術的な課題があり、実施に至っていない。さらに、その他の統計調査についても、IT を活用した統計手法の導入が行われているものの、技術的な課題から進捗が鈍い。このような背景から、2018 年 8 月にエジプト政府から我が国に対し、CAPMAS を C/P 機関として、時間利用調査及び IT を使ったその他の統計調査手法についての我が国の知見と経験を共有し、当該分野の人材育成を図ることを目的とする協

力が要請され、今次研修では、その要請に対応すべく、日本での研修を実施するものである。

上記特定者（公益財団法人統計情報研究開発センター）は、統計情報の利活用技術、その他の統計技術に関する調査・研究・開発、コンサルティングその他の統計情報の利用を促進する事業を行い、統計利用の進歩、発展に寄与することを目的として平成4年公益財団法人として設立された機関である。同センターは、主に、1. 統計情報の利活用技術に関する調査・研究等に関する事業 2. 統計 GIS 活動奨励及び研究助成事業 3. 統計情報の普及・啓発に関する事業 4. 統計講座・統計情報セミナー事業 5. 全国統計大会及び統計グラフ全国コンクールに関する事業 6. 統計調査総合補償事業 7. 統計関連の学会等支援事業 8. 開発途上国等への統計技術支援及び国際協力を実施している。特に8.については、エジプトに統計分野での専門家を派遣し2019年度にエジプト対象の類似研修事業を受託した実績の他に、ネパールやカンボジアでの機構事業受託の実績も有し、統計技術、統計行政の理論・実務両面での人材育成の国際協力に豊富な実績を有する機関である。

以上から、特定者は以下の「2.応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えているが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施する。

1. 業務名

2023-2024年度国別研修「エジプト国 IT を活用した時間利用調査手法開発」係る研修委託契約

2. 契約期間

(1) 案件概要:

「研修委託業務概要」(別紙3)のとおり

(2) 研修コース実施期間(2023年度)(来日)

2023年5月16日から2023年5月31日まで(予定)

(3) 契約履行期間(2023年度)

2023年5月上旬から2023年6月下旬まで(予定)

(契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む)

2. 応募要件

(1) 基本的要件:

1)

公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。

2)

会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3)

当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4)

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア.

提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(總)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ.

役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ.

反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ.

提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的
又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ.

提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜
を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しく
は関与している。

カ.

提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に
利用するなどしている。

キ.

提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有
している。

ク.

その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれ
に相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5)

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26
年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等
(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラ
イン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な
対応方法に従った配慮がなされていること。)

ア.

個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針
や規程類を整備している。

イ.

個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取

扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ.

個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ.

個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件:以下の経験・要件を有すること。

① 案件受託上の条件として、2023 年度案件を第 1 年度目、2024 年度案件を第 2 年度目として受託可能であること。なお、2023 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2024 年度案件まで随意契約を行う予定である(但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く)。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。

② 業務を遂行する法人としての能力を有すること。

③ 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

④ 放送関連のオンライン研修及び対面研修を実施した経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2023年3月24日(金)正午まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	下記参照のこと。
	提出方法	メール。下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参考の上、提出期限までに必着。
(2) 審査結果の通知	通知日	2023年3月27日(月)に通知
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	メール
	請求締切日	2023年3月29日(水)
	回答予定日	2023年3月30日(木)
	回答方法	メール

提出書類:

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式2)

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 産業開発・公共政策課 (担当:菊地)

電話: 03-3485-7635 Email: tictip@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式1)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)のURLと同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの

- 上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時までに)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1)提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2)参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3)提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4)機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5)提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6)審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3. (3)を参照ください。)
- (7)公募の結果、応募要件を満たす者がいる場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8)予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9)手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10)契約保証金：免除します。
- (11)共同企業体の結成：認めません。

以上